MIZUHO

One MIZUHO

創刊号（2022年1月号）

みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行　中国営業推進部

チャイナ ビジネス マンスリー

CHINA BUSINESS MONTHLY

＜CONTENTS＞

- エグゼクティブサマリー
- 中国経済の先行きについて
- 中国のカーボンニュートラル（そのﾁｬﾚﾝｼﾞとﾁｬﾝｽ）について
- 中国における全国統一炭素排出権取引市場の始動について
- 中国における最近の贈賄罪に対する取締りの強化及び企業側の対応について
- 中国ビジネスにおける直近のトピックス

この度、従来の月刊中国ビジネスレポートを「チャイナビジネスマンスリー」として刷新致しました。中国ビジネスに関わる皆様にとって少しでも有益な情報を、みずほがキュレーター役となってご案内致します。

本創刊号では、近時、世界的な潮流であるサステナビリティ分野よりカーボンニュートラルと、中国ビジネス運営上重要なテーマの一つである、贈賄行為に関するコンプライアンス体制整備を取り上げさせて頂きました。

この「チャイナビジネスマンスリー」では、本年より毎月中国ビジネスにおいてお客さまのご関心の高いテーマを選び発信して参ります。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

（発行日：2022 年 1 月 11 日）

＜エグゼクティブ サマリー＞

1. 中国経済の先行きについて （P2～）

（みずほリサーチ＆テクノロジーズ 上席主任エコノミスト 伊藤 秀樹）

・ 中国経済は、2021年前半における急回復が一巡したことに加え、感染再拡大、不動産・インフラ投資の停滞、 電力供給問題などの下押し要因が重なり、成長ペースは鈍化。
・ 電力問題は緩和に向かうと予想されるが、散発的な感染の発生による消費の抑制や各種規制に起因する不動産投資の弱含みは、来年にも及ぶか。
・ 2022年の成長率は、5～6%とされる巡航速度の下限近くか。なお、足元で注目が集まる「共同富裕」を旗印としたサービス業向け規制の短期的な経済への影響は限定的。

2. 中国のカーボンニュートラル（そのチャレンジとチャンス）について （P8～）

（みずほ銀行中国営業推進部 特別研究員 邵 永裕）

・ 2021 年 9 月、習近平総書記は国連で自国の温室効果ガス削減目標「3060 目標」を公表。
・ 中国では発電・工業部門で排出量の約 8 割を占め、この2分野での脱炭素動向が目標達成の鍵。
・ 2021 年 10 月には国務院から CO2 ピークアウトに向けた 10 大行動計画が公表されたが、この中で日本企業の環境技術等の分野でビジネスチャンスあり。
・ 中国にとって WTO 加盟時に匹敵する変革と成長のチャンス。

3. 中国における全国統一炭素排出権取引市場の始動について （P15～）

（みずほ（中国）中国アドバイザリー部 郭 嘉賓）

・ 2021 年 7 月、中国全土を対象とする CO2 排出権取引市場が上海にて始動。現状参加者が電力事業者のみだが、今後排出量の多い 7 業種（石化、化学、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空）に拡大予定。
・ 12 月の清算時期を控え再び 11 月以降取引が活発化しているが、年明けには再び低迷することも予想され、市場の成長には時間を要するか。
・ 中国における排出権取引の歴史、取引のメカニズム、地方市場の現状と今後の見通しについても解説。

4. 中国における最近の贈賄罪に対する取締りの強化及び企業側の対応について （P21～）

（中国方達法律事務所 パートナー 中国弁護士 孫 海萍）

・ 2021 年 9 月、「贈賄・収賄行為の一斉調査のさらなる推進に関する意見」が公布。
・ 従来「収賄」に比して「贈賄」に対する取締り、処罰は軽かったという問題に対し、重点的に取り締まる贈賄行為を明確化した上で懲罰を強化。
・ 企業にとっては従業員、仲介業者の贈賄行為により、企業として刑事責任を追及されるリスクが増大。
・ 企業はコンプライアンス体制の整備を進めることにより、企業と犯罪行為の切り離しや高リスクの業者等の排除を行うことでリスクを軽減することに期待。

中国経済の先行きについて

MIZUHO
みずほリサーチ＆テクノロジーズ
アジア調査チーム
上席主任エコノミスト　伊藤　秀樹
Email：hideki.ito@mizuho-ir.co.jp
Tel：03-3591-1319

１．急回復から巡航速度に戻るなかに生じた様々な「逆風」

中国経済の先行きを懸念する声が高まっている。2021 年 7～9 月期の実質 GDP 成長率は前年同期比＋4.9%（前期：同＋7.9%）、コロナ禍の前年要因を考慮した 2019 年対比の同期比（年換算）で＋4.9%（前期：同＋5.5%）と鈍化がみられた（図表 1）。昨年から今年前半におけるコロナ禍からの急回復局面を経て徐々に成長ペースが巡航速度に戻るなかで、一時的なものを含め様々な事象が成長の足かせとなったことが原因だ。例えば、個人消費（以下、消費）では、他国と同様に電子機器等、一部の耐久財における特需が徐々にはく落するなか、7 月下旬以降のデルタ株による全国的な感染再拡大が財消費、サービス消費ともに抑制した。固定資産投資（以下、投資）に関しても、前年に打ち出された不動産開発業者向けの融資規制などにより不動産開発投資の抑制効果が発現するなか、自然災害等によるインフラ投資の停滞が重石となった（図表 2）。

こうした各種要因のなかで、経済の成長ペースが正常化に向かうことによる需要の一服や規制による抑制効果は、程度の差こそあれ事前に想定されていた。これらに追い打ちをかけるように発生した感染再拡大や自然災害、足元での電力供給問題が景気の減速感を強めたといえよう。

図表 1　実質 GDP 成長率

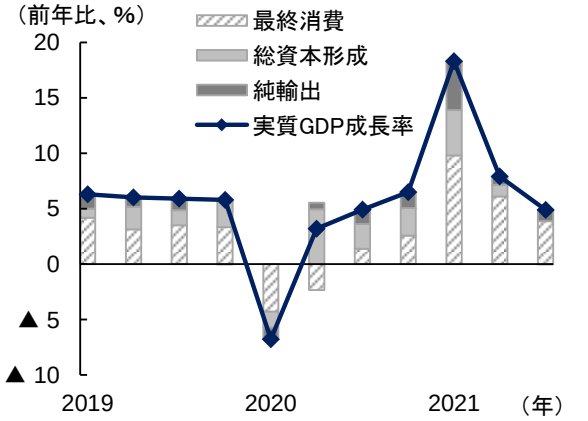

（出所）中国国家統計局、CEIC data より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

図表 2　主要経済指標

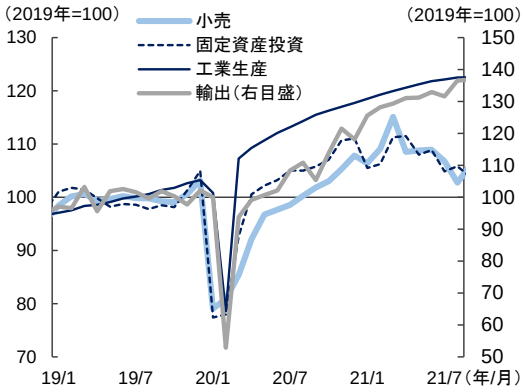

（注）みずほリサーチ＆テクノロジーズによる季節調整値
（出所）中国国家統計局、CEIC data より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

２．2022 年にかけての中国経済の行方

様々な逆風が吹く中国経済の今後はどうなるのだろうか。現時点で発生している「逆風」（①感染再拡大、②開発業者向け規制等による不動産投資の減速、③自然災害等によるインフラ投資の停滞、④電力供給問題）の「風速」（経済へのマイナス効果）と「期間」に焦点を当てながら、今後の中国経済を展望したい。なお、足元で相次ぐ「共同富裕」を旗印としたサービス業を中心とする規制は、

事業マインドの低下が懸念されるものの、短期的な経済へのインパクトは限定的と考え、後述の項番3にて考察したい。

（1）「ゼロコロナ」政策による消費への副作用

7～9月期の消費については、前述の通り7月下旬より発生した全国的なデルタ株による感染拡大が大きな影響を及ぼした。徹底的な水際対策と感染者の隔離、省を跨ぐ移動制限等により早期封じ込めに成功したが、感染が拡大した地域を中心に飲食、宿泊、旅行をはじめとするサービス消費の減速を招いた。今後の消費の行方を占う上で重要な点は、国内でのワクチン普及が進むなか「今後も感染発生が継続するのか」、「(感染発生時は）経済活動より徹底的な封じ込めによる感染抑制を優先するのか」（いわゆる「ゼロコロナ」政策の継続）の2点だ。前者については、先進国を中心にワクチン普及が進むが多かれ少なかれ新規感染は発生しており、中国においても例外ではないだろう。後者を考えるにあたっては、世界で感染が拡大したデルタ株に対して、中国製ワクチンの予防効果が欧米のワクチンと比較して弱いとされていることに着目する必要があろう。実際に、中国疾病対策予防センター副主任によれば、中国製不活化ワクチンのうち2種類についてはデルタ株への有効性が他の変異株と比較して低いとしている[1]。また、国家衛生健康委員会のハイレベル専門家チーム長も、中国製ワクチンのデルタ株への有効性は59%としている[2]。そのため、中国ではデルタ株に対応する不活化ワクチンや欧米のワクチンメーカーが採用するmRNAワクチンに加え、治療薬の開発を進めているが、普及には時間を要するとみられる。また、来年の冬季オリンピック（2～3月）や来秋に予定される党大会（中国共産党全国代表大会）[3]といった重要イベントが控えていることも考慮すれば、2022年内は同様の措置が取られる公算が高い。つまり、この2点からは、散発的な感染発生と局所的なロックダウンは来年も続き、その間はサービス消費を中心とした消費活動を抑制する可能性が高い。そのため、サービス消費については、財消費と比較して回復の足取りが重く、2022年内はコロナ前の成長トレンドには回復しないと予想する（図表3）。

図表3　財・飲食サービス消費

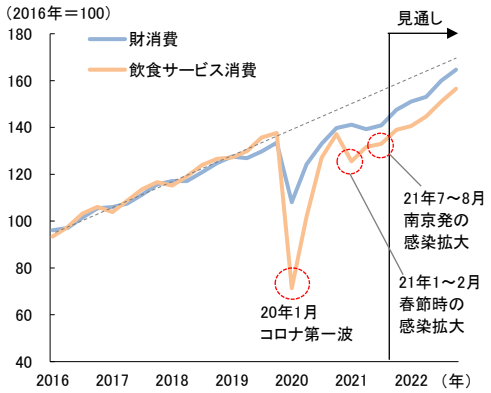

（注）みずほリサーチ＆テクノロジーズによる季節調整値
（出所）中国国家統計局、CEIC data より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

（2）減速する不動産開発投資と堅調さを維持する製造業投資

7～9月期の投資において停滞感が高まったのは、不動産開発投資とインフラ投資だ。大手不動産開発業者のデフォルト懸念により中国の不動産市場には世界的な注目が集まるが、根源にある開発業者向け融資規制の強化は、2020年9月より試験的に導入（2021年より本格運用開始）された。そのため、同業者への資金調達に制約がかかることで不動産開発投資の成長が鈍化することは事前に予想されていた[4]。政府の不動産に対する近年のスタンスは、投機の対象とすることに極めて否定的であり、また政府高官も不動産を景気刺激策として利用しないことを公言していることから、同投資が抑制されやすい環境が続くと考えるのが自然だろう。実際に、不動産開発投資の先行指標となる同業者向けの国内貸出は減少傾向にある（図表4）。一方、先の規制において金融機関側の解釈を巡り当局

との間に一部齟齬がみられ、政府が想定する以上の投資抑制効果が働いた側面もあり、足元で不動産開発投資は「減速」から「減少」に転じている。そのため、中国人民銀行の定例記者会見（10/15）にみられるように、当局は規制の明確化に動いていることから来年前半以降での同投資の下げ止まりを想定する。ただし、前述の通り政府の不動産に対する方針は厳格であることには変わらない。よって、同投資が下げ止まりをみせた後に（前年比で）一定程度持ち直したとしても、コロナ前にみられた高成長に戻ることは現実的ではなく、中期的には実質 GDP 成長率を下回る伸びが続くとみる。

一方、インフラ投資の停滞には、自然災害による工期の遅れや投資の原資となる地方専項債の発行ペースの遅れが指摘されている。実際、9 月時点の地方専項債の発行額は 2.2 兆元と、3 月の全人代で示した年間目標値の 6 割程度にとどまる。この発行ペースの遅れは、中央政府によるインフラプロジェクトに対する審査の厳格化のほかに、年前半における投資審査プロセスの変更による一時的な発行手続きの遅延といった要素も相応に作用したともいわれる。原資となる地方専項債の発行が足元で増加していることや、中央政府が発行ペースの加速を促していることから[5]、7～9 月期の停滞は一時的で、10～12 月期にかけてインフラ投資は持ち直すとみられる。なお、昨年と異なり、地方債（新規発行分）の発行期限を明示していないため[6]、一部の投資効果の発現時期が 2022 年 1～3 月期に及ぶことも想定される。

堅調さを維持する製造業投資については足元の電力供給問題の煽り（後述）を一時的に受けるも、他の投資と比較して底堅く推移する見込みだ。同投資を支える企業利益は、2019 年対比の同月比（年換算、9 月時点）で 15%超と高い伸びを維持している（図表 5）。また、製造業（特に先進的な分野）に対する優遇税制といった政策的な後押しも追い風となろう。

投資全体を俯瞰すると、2022 年にかけて不動産投資の弱含みを、ハイテク分野をはじめとする製造業投資が部分的に補う構図となり、総じてやや力強さに欠けるとみる。インフラ投資も近年の財政規律を重視した方針を踏まえれば大きな方針転換は想定しづらく今年と同程度の伸びとなろう。

図表 4　不動産関連指標

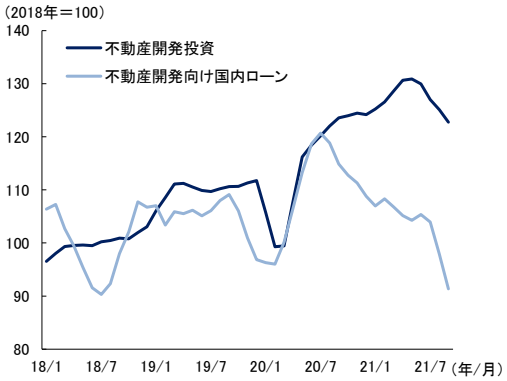

（注）みずほリサーチ&テクノロジーズによる季節調整値、3 カ月移動平均
（出所）中国国家統計局、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表 5　工業部門企業利益

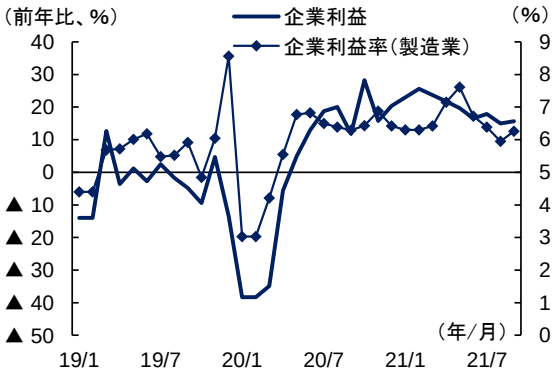

（注）2021 年の前年比は、2019 年対比の同月比、企業利益率は利益額÷売上高にて算出
（出所）中国国家統計局、CEIC data より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

（３）電力供給問題は一時的に景気を下押し

ここまで消費や投資について述べたが、足元で深刻さが報じられている電力供給問題は、一部地域における生産活動の停滞を通じて、一時的とはいえ内需を下押しする可能性が高い。この問題は、火

力発電に依存する中国にとって不可欠な石炭の不足や価格高騰（供給面）と、世界的に高止まりする財需要に支えらえた国内での生産活動の拡大（需要面）に加え、政府の環境規制目標[7]の徹底が事態を深刻化させた（図表 6）。政府による環境目標は、今年 3 月の全人代で目標値が定められていたことから突如現れたものではないが、8 月以降の当局による目標達成の要求と徹底が目標未達地域の電力供給に影響を及ぼした。事態を重くみた政府は、9 月下旬以降、石炭の増産や事業者向け電力料金の引き上げ等電力の確保を優先する方針へ転換した。しかし、石炭の増産には時間を要することや環境目標そのものを取り下げていないことなどから、2021 年内は一部地域においてタイトな需給環境が続くとみられる。経済への波及は、環境目標が未達の地域の割合や生産状況等から試算（図表 7）[8]すると 2021 年の GDP 成長率を 0.2%pt 程度引き下げるとみる。前述の通り 2022 年には電力需給が緩和し、通年での影響は限定的と考える。

なお、来年初にかけての財政・金融政策については、今年前半と比較して大きな変化はないとみており、弱含む内需を押し上げるまでには至らないと考えられる。政府や当局は直面する内需の減速に対して、積極的な財政政策による経済の安定成長、金融政策における穏健姿勢の維持を示している[9]。しかし一方で、大規模な金融緩和やバラマキ的な支援、急な方針転換は控える考えも明らかにしており、3 月の全人代で示した経済全体の安定性やバランスを重視した方針を堅持しているためである。

（４）2022 年は巡航速度の下限に近い成長率に

2021 年前半における急回復の原動力となった輸出は、7～9 月期においても前年同期比＋24.4%（名目ドルベース、前期：同＋30.7%）（2019 年対比の同期比（年換算）では＋16.1%（前期：同＋14.2%）と力強い伸びを維持した。先進国を中心に財需要がピークアウトを迎えつつあるなか、アジアにおける感染再拡大を背景とした輸出代替や原材料高の輸出価格への転嫁等が成長を支えた格好だ。しかし、世界的に財需要が徐々に鈍化していくことを考慮すれば、早晩に拡大ペースが鈍化に転じると考えるのが自然だろう。製造業 PMI の輸出新規受注も 5 カ月連続で、景況判断の節目である 50 を下回っており、輸出額そのものは依然として高水準ながら、2022 年は増勢の緩やかな鈍化が続くと考える。

図表 6　電力供給問題の要因

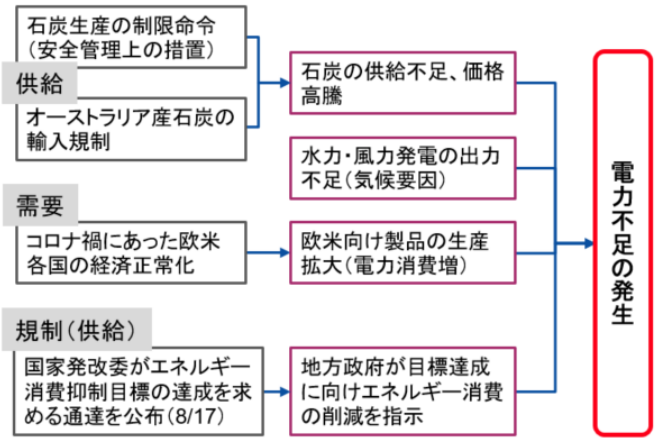

（出所）各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

図表 7　電力供給問題による影響

2021年GDPへの影響	直接的な影響（%pt）		波及効果（%pt）
	鉱業・重化学工業	左記以外の産業（ハイテク分野を除く）	
第1級警告地域	▲0.08	▲0.02	▲0.08
第2級警告地域	▲0.01	▲0.01	▲0.01
合計			▲0.2

（注）試算の前提は、注記 8 を参照
（出所）中国国家統計局、CEIC data、各種報道より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

以上を踏まえ今後の中国経済を展望すると、電力供給問題による下押しは2021年にとどまるも、散発的な感染の発生（及び局所的なロックダウン）によるサービス消費の抑制や不動産投資の弱含みは2022年にも及ぶと想定する。外需の緩やかな鈍化も考慮し、2021年の成長率は＋7.9%、2022年は5～6%とされる巡航速度の下限に近い＋5.2%の成長を予測する。

ただし、上記のメインシナリオに対して、①全国的な感染再拡大、②原材料価格の更なる高騰等を通じた企業の収益環境の悪化（製造業投資の失速）、③（先に述べた、当局による開発業者向け融資規制の金融機関に対する明確化が作用せず）開発業者向け融資の更なる減少による不動産投資の停滞長期化、は景気下振れのリスクとして留意する必要がある。

３．共同富裕を掲げた政策をみるポイント

（１）サービス業向け規制の短期的な経済への影響は軽微

最後に、にわかに注目を集める「共同富裕」について触れたい。貧富の差を縮小し社会全体を豊かにするこの概念は、以前より唱えられてきた基本的なスローガンである。具体的には、格差是正を目指し、3つの「分配」に取り組むものである。3つの分配とは、労働分配率の向上といったより公平な市場での所得分配（「一次分配」）、税金や社会保障等を通じた所得の「再分配」、慈善活動や寄付等[10]による自発的な社会還元（「三次分配」）より成り立つ（図表8）。しかし、経済政策を討議する党中央財経委員会（8/17）では、格差是正のため、税制や社会保障による「調節の強化」に取り組むほか、「高すぎる収入の合理的な調整」を図り、「高収入層、企業がより多く社会に還元することを奨励」する考えが示された。すなわち、「一次分配」や「再分配」に加え、「三次分配」を重要視する姿勢が示され、民間企業を中心とする企業活動への影響が不安視されたことが注目の背景にある。今夏発表された小中学生向け学習塾の非営利化を含む教育産業に対する規制方針や、フードデリバリーを手掛けるIT企業に対する従業員待遇の改善指針、オンラインゲームの利用制限など、昨年より続く規制の流れは共同富裕の目指す方向感と合致する。

図表8　「共同富裕」実現イメージ

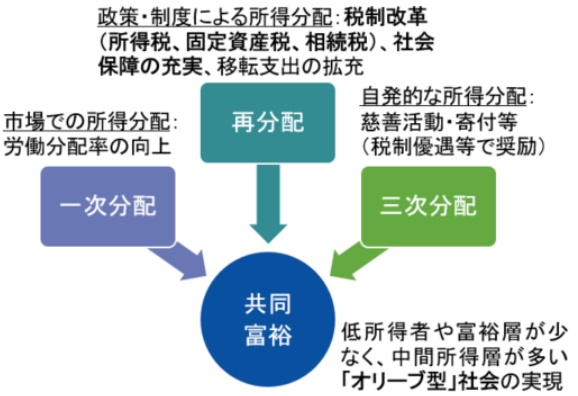

（出所）中国共産党新聞網、各種報道より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

確かに、唐突な規制変更や強化は、事業環境の先行きに影を落とすことから、投資マインドの低下に結びつく懸念は否定できない。また、規制の対象が文化面にも及ぶ事例があり、不透明感は高まっている。ただし、先の委員会では、民間の稼ぐ力を否定するものではないと読み取ることもでき、仮に規制を背景に企業の利益が低下し投資の減退を招いても、（不動産等の一部を除く）サービス業の投資への寄与度が高くない[11]こと等から短期的な実体経済への下押しは限定的と考える。事実、株価やマネーフロー（対内株式投資）（図表9）も、こうした市場関係者の予見を反映してか安定的に推移している。

（２）今後は、3 つの「分配」のバランスがカギ

一方、中長期的にみて、共同富裕が経済へどのように作用するのかは、具体的な政策の方向感を見定める必要があり議論の余地がある。ポジティブな捉え方としては、検討が進められる各種税制の導入、社会保障制度改革とともに三次分配により格差是正が加速し、持続的な成長に資するというものである。他方、規制強化が長い目でみた国全体のイノベーションへの意欲を停滞させ、潜在的な成長を低下させるという指摘もある。中国では、ベンチャービジネスの創出や発展に対する法的なハードルは先進国と比較して一般的に低いとされ、業界の拡大とともに徐々に法整備が行われてきたと認識されることが多い。BAT（百度、アリババ、テンセント）に代表されるような巨大な IT プラットフォーマーの誕生も、こうしたイノベーションを通じたビジネスを育成しやすい中国特有の土壌が背景にあったとみることができる。そのため、共同富裕を旗印とする政策（規制）の方向感や運用によっては、民間を中心に産業界において新規ビジネスへ挑戦する気運が停滞し、中期的に経済の活力を削ぐ可能性があることには留意が必要だ。その「政策の方向感や運営」を注視するうえでのポイントは、先の「再分配」に含まれる格差縮小に向けた改革の進捗状況との対比で捉えることと考える。すなわち、中国政府が示すように、一次分配や再分配、三次分配がバランスよく進むのであれば、社会的な納得感も高まり前述のポジティブな先行きとなる可能性もある。ややもすれば三次分配や業界への規制にのみ注目が集まりがちだが、本来の「共同富裕」（社会全体を豊かにする）の文脈に照らして今後の政策や運用を見極めていくことが重要であろう。

図表 9　株価指数・中国対内株式投資

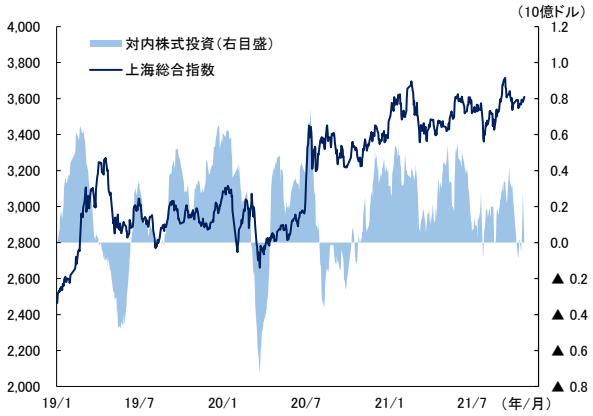

（注）対内株式投資は 28 日間移動平均
（出所）Bloomberg、IIF より、みずほリサーチ&テクノロジーズ作成

---

[1] 当該 2 種類のワクチンについて、製品名等の詳細は明らかにせず。
[2] ワクチンの製品名等の詳細は明らかにせず。なお、英国公衆衛生庁によれば、米ファイザー社ワクチンのデルタ株への有効性は、中国製ワクチンより高い約 88%とされる。
[3] 中国共産党の指導体制や重用方針を決める最高意思決定機関で、通常 5 年に 1 度開催される。重要な政策課題の討議に加え、最高指導部を含む中央委員の選出等を行う。
[4] 開発業者向けの融資規制といった供給サイドへの規制のほか、金融機関向け住宅ローン関連規制をはじめとする需要サイドへの規制も投資抑制に作用している。
[5] 財政部「2021 年上半期中国財政政策執行状況報告」
[6] 2020 年においては、財政部は 9 月末までの発行を各地方政府へ要求した。
[7] 環境目標には、エネルギー消費量と GDP 単位当たりエネルギー消費量があり、目標達成率が 90%未満の場合を第 1 級警告、90～100%未満の場合を第 2 級警告としている。
[8] 環境目標が未達の地域（第 1・2 級警告地域、2021 年 6 月末時点）の地域別 GDP の全体に占める割合や電力消費の大きい業種（生産活動に支障が出やすい業種）の割合、足元の生産状況等からの試算。
[9] 財政部記者会見（2021 年 7 月 30 日）、中国人民銀行「2021 年下半期工作会議」（2021 年 7 月 30 日）
[10] 税制優遇等を通じて奨励される。
[11] 国家統計局によれば、第三次産業における各産業（不動産、公共サービス、交通運輸・倉庫を除く）の投資について、投資全体に占める割合はそれぞれ 4%未満。

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。

中国のカーボンニュートラル（そのﾁｬﾚﾝｼﾞとﾁｬﾝｽ）について

MIZUHO
みずほ銀行 中国営業推進部
特別研究員 邵 永裕 Ph. D.
Email : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp
Tel : 03-5220-8729

1. はじめに（目標を引き上げつつある中国の温室効果ガス削減公約）

中国は近年、難航気味の国際的枠組みの構築促進に貢献する[1]と同時に自国の温室効果ガス削減公約の水準を数回にわたって引き上げており（図表 1）、可能な限りの排出規模のコントロールと役割に相応しい削減義務を負ってきた。また中国は国際公約とされる削減目標を達成するため、時の国民経済と社会発展のための 5 か年計画を連動させながら温暖化ガス削減を地道に実施してきている。

具体的には 2009 年 12 月に打ち出した 2020 年の自主行動目標に対し超過達成というパフォーマンスを上げており、この結果自体が中国の国際貢献として認められたと同時に、中国が今後より高いレベルの目標設定への自信を与えたと考えられる。中国は第 13 次 5 か年計画期の開始直前である 2015 年 6 月に 2030 年の削減目標を国連に提出したが、第 13 次 5 か年計画において大きな省エネ・排出削減の実績を挙げたことで、中国は昨年 9 月と 12 月の 2 回にわけて「2030 年に二酸化炭素排出のピークアウト、そして 2060 年に温室ガス（GHG）中立、つまりカーボンニュートラルの達成」という「3060 目標」を打ち出し、今年の米バイデン政権のパリ協定への復帰を受けて、世界温暖化対策への責任ある姿勢を米国と共有し、9 月 22 日の国連会議で習近平国家主席が改めて中国のカーボンニュートラルの時期（2060 年）を表明のうえ、海外での石炭火力発電所の建設中止を言明するなど、地球温暖化対策への決意を表明した。

「3060 目標」は習近平国家主席の公式発言と公式文書の形で国際社会に受け入れられ、中国はこれを実現する義務を負うことになった。2030 年までわずか 10 年、また 2030 年から 2060 年まで 30 年という、他国と比べても CO2 排出ピーク年からカーボンニュートラル年の間隔が最短の目標設定であり（図表 2）、並々ならぬ重い責務を負った形となった。

図表1 中国の気候変動対策に関する中国のコミットメント

時期	主な公約事項
2007年	*2010年の目標提起＞* ⇒ GDP原単位エネルギー消費量を2005年比20%前後削減する。 ⇒ エネルギー消費に占める再生エネの比率を10%に上げる。
2009年	*2020年の目標提起＞* ⇒ GDP原単位の二酸化炭素の排出量を2005年比40%～45%に削減。 ⇒ エネルギー消費に占める非化石エネルギーの比率を15%に拡大。
2015年	*2030年の目標提起＞* ⇒ 2030年前後に二酸化炭素排出をピークアウトを迎えるようにする。 ⇒ GDP原単位の二酸化炭素の排出を2005年より60%～65%削減。 ⇒ エネルギー消費に占める非化石エネルギーの比率を20%に拡大。
2020年	*2030年の目標提起＞* ⇒ 2030年までに二酸化炭素排出のピークアウトの実現を目指す。 ⇒ GDP原単位の二酸化炭素の排出を2005年より65%以上削減。 ⇒ エネルギー消費に占める非化石エネルギーの比率を25%に向上。 ⇒ 風力、太陽光発電の設備能力を12億kWh以上に拡大。 *2060年の目標提起＞* ⇒ 2060年にカーボンニュートラルの達成を目指す。
2021年	*2060年の目標再提起＞* ⇒ 海外での石炭火力発電所の建設中止。

資料）中国政府文書及び各種報道より作成。

図表2 主要国（地域）のCO2排出ﾋﾟｰｸ年とｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ目標年

国・地域	ﾋﾟｰｸｱｳﾄ年	ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ目標年	ﾋﾟｰｸ年の排出量（億トン）	1人当り排出量（トン）
ロシア	1990年	－	31.88	21.58
EU	2006年	2050年	48.54	10.28
アメリカ	2007年	2050年	74.16	24.46
日本	2013年	2050年	14.08	11.17
中国	2030年	2060年	120.00	8.50

資料）国家応対気候変化戦略研究和国際合作中心、OECD、WRIより作成。EUのカーボンニュートラルの目標年は国によって異なる場合がある。中国の数字はいずれも予測値。

[1] 国家応対気候変化戦略研究和国際合作中心「中国推動全球気候治理国際合作的戦略和対策研究」、2020 年 9 月ほか。

2. 中国カーボンニュートラルのへの難関と達成シナリオ・経路

2010 年以降の中国の CO2 排出量と世界に占めるシェアの推移（**図表 3**）をみる（BP 統計）と、昨年まで継続的に増加しており（2015、16 年の 2 年のみ排出減）、減少傾向で推移する 2 位のアメリカと対照的になっており、2020 年の世界シェアは 2019 年の 28.6%から 30.7%に高まり、アメリカの同 14.6%から 13.8%に低下したのと対照的な状況である。

図表3　中国と主要国（地域）のCO2排出量の推移比較

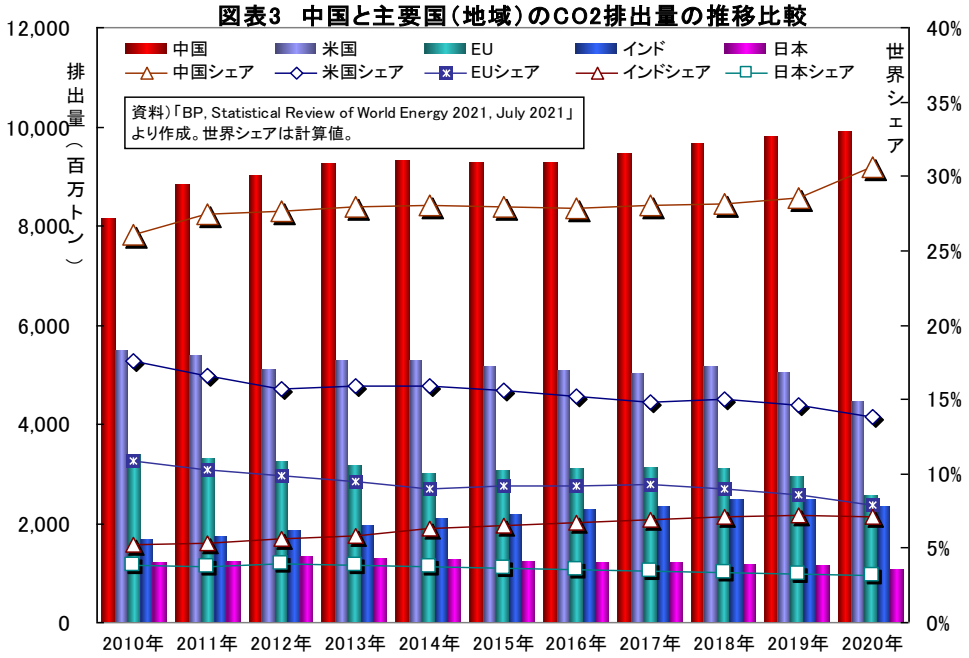

中国では電力部門と工業部門が最大の CO2 排出部門で、両者合計では排出全体の 8 割近くを占める（2018 年）のが大きな特徴となっている。これは電力生産のエネルギー構成が長年石炭主体となっていることが大きく、2020 年時点でも石炭燃料が中国エネルギー消費の 56.6%を占めており、インドの 54.8%を上回っている（**図表 4**）。また同年の世界エネルギー消費量に占める中国のシェアは 26.1%である一方、石炭消費量では世界の 54.3%を占める結果となっている。このことは明らかに中国のカーボンニュートラル実現に向けての大きなハードルとなっている。

図表4　中国と世界主要国・地域のエネルギー構成比（2020年）

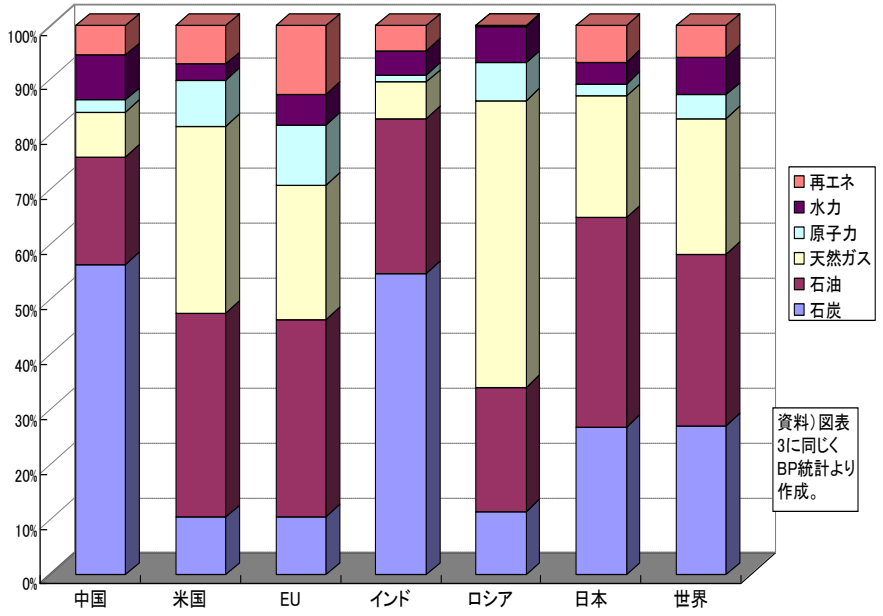

図表 5 は、主に清華大学の研究に基づいて策定されている中国のカーボンニュートラルの部門別道筋に示されているが、前述の通り電力分野と工業・製造業分野における脱炭素実施が重要なカギを握っていることは明らかであるが、その他の分野における削減実施も同時に提起されている。

図表5　カーボンニュートラル目標下の中国各部門のCO2排出構成と削減道筋

部門別	CO2排出シェア	標準シナリオ下における主な排出削減への道筋と方法		予期目標達成状況
電力分野	40～45%	発電関連	太陽光、風力などの発電設備を増強	2060年にｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ（ｸﾘｰﾝｴﾈﾙｷﾞｰ比率8割）
		輸送電関連	スマートグリッドとエネルギーのインターネット化	
		電力使用関連	石炭・石油・天然ガスの電力による代替加速	
工業・製造業分野	25～35%	設備更新改善	低炭素高性能設備への更新転換と既存設備償却規則の見直し	石油化学業界（2022年）、鉄鋼業界（2025年）ピークアウト、2060年までに2020年比70～80%の排出量に減少
		生産加工	生産過程における電力利用比率を引き上げ、グリーン産業チェーンの構築	
		金属精錬	鉄鋼を主体に生産能力の削減、電炉精錬設備の普及、水素エネルギーによる精錬技術	
		石油化工	石油製品上下流産業チェーンの低炭素化と炭素の採集及び利用と貯蔵	
交通輸送分野	7～9%	公共交通	公共交通機関のカバー率を90～95%に引き上げ	自動車と交通業界が2028年までに繰り上げピークアウト、2060年に都市部主要地域でのシンエネ車と関連施設の完全カバー実現
		マイカー	新エネ車の普及、電池技術の向上と充電施設配置の最適化	
		物流輸送	新エネ車両によるガソリン車の代替、宅配便業界のリサイクル包装の普及	
建設分野	10～15%	建築材料	グリーン建材の標準と分類を整備、標識管理システムの構築	2060年のカーボンニュートラル達成期に都市部のグリーン商業施設の比率が全体の70～90%達成へ
		建設建築	グリーン建築面積比率70～90%、使用年限に沿った建築面積の蓄積維持と低炭素化	
		建設利用	太陽光発電設備の新規建築物における利用及び省エネ低炭素システムの導入	
農業分野	3%～7%	農業生産	化学肥料の利用低減と土壌の炭素吸収力の増強、新型のグリーン農業生産合作社の発展	農業分野がCO2の吸収役割を担い、CCERの市場取引実施
		林業発展	森林蓄積量を年平均1億立米以上増加、CCERの創出	

資料）中国人民大学重陽金融研究院、中国人民大学生態金融研究中心、当代中国与世界研究院「炭中和：中国在行動—基於国際形勢下的政策布局与行業動態分析」、『人大重陽"生態金融"系列研究報告第18期（2021.9.22）』より修正・作成。

同研究では 2060 年までのカーボンニュートラル実現に向けての投資誘発規模が予測されているが、政策シナリオが厳しいほど誘発投資の規模が大きくなるという予測となっており、カーボンニュートラルが企業や社会に対しに大きな影響や負担を与える一方、新たな投資促進効果がもたらされることも示している（図表 6。他の国内外関連機関）。

図表6　複数機関の中国カーボンニュートラルによる投資需要予測

研究機関 / 項目区分	清華大学	ゴールドマンサックス	中　金	緑金融委課題チーム
予測投資額（兆人民元）	174	104	139	487
予測期間	2020－2050年	2021－2060年	2021－2060年	2021－2050年
対象業種範囲	低炭素エネルギー関連の領域を含むが環境生誕保護を含まない。	低炭素エネルギー関連の領域を含むが環境生誕保護を含まない。	低炭素エネルギー関連の領域を含むが環境生誕保護を含まない。	「グリーン産業目録」にある211の産業領域に基づき決まる。
固定資産投資など	固定資産投資のみを含む。	固定資産投資のみを含む。	固定資産投資のみを含む。	固定資産投資及び流動資本を含む。
低炭素関連の全投資またはグリーン関連部分の特別コスト	「グリーン産業目録」にある211のグリーン効果発生に伴う特別費用	－	－	建設、交通などの分野における全投資額

資料）中国グリーン金融委員会課題チーム「カーボンニュートラル目標下のグリーン金融路線図研究（簡約版）」（2021. 9.25）より作成。注）「－」は原資料に明確な説明がなかったことを示す。

3. これまでの低炭素化への取り組み成果と主な課題

一般的なカーボンニュートラルに向けた政策手段とチャネルは**図表 7** に示す通りだが、ここでは最も重要な手段となる省エネ、再エネ及び排出削減の事業動向と脱炭素化に重要な役割を果たす制度設計関連の「排出権取引」と「グリーン金融」の取り組み成果とその課題を中心に概観し、「3060 目標」の達成可能性を見ていく手掛かりとしたい。

図表7 中国のカーボンニュートラルに向けた主な政策手段とチャネル

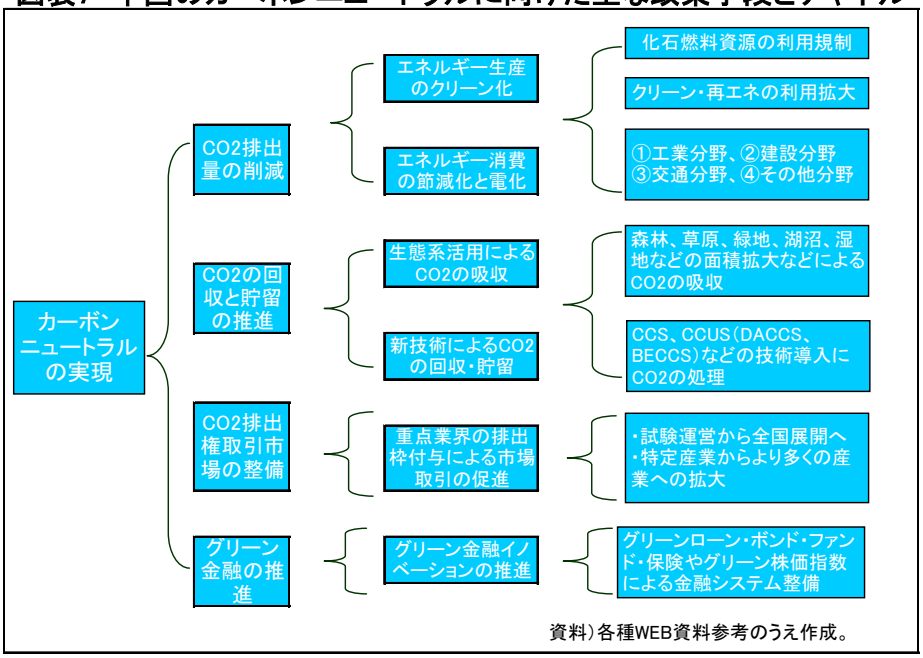

エネルギー高消費・CO2 高排出の工業部門においては主要製品の原単位エネルギー消費量は順調な低減が見られ、中でも**図表 8** で示す電力、石化、鉄鋼業関連分野の原単位 CO2 排出量の減少が目立っているが、世界先進的な水準とはまだ差が大きい部門や製品が多いため [3]、今後さらなるイノベーションの推進によって工業生産のエネルギー利用効率と CO2 排出削減効果を高める余地が大きい。なお図表は省略するが中国の主要な再生エネルギー（水力、風力、太陽光発電など）の開発利用も順調に拡大しており、特に風力発電と太

図表8 中国の工業生産額原単位CO2排出量の5業種の推移動向

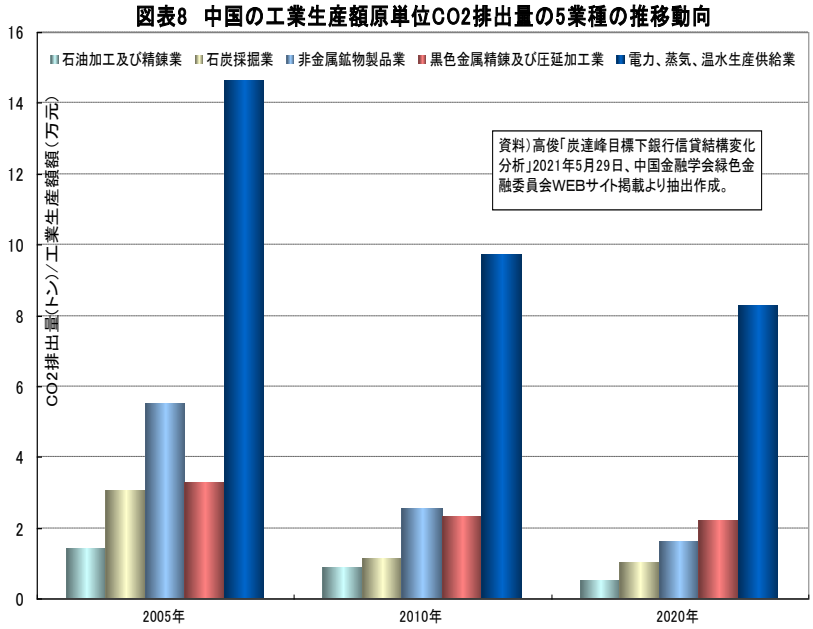

[3] 原単位 GDP のエネルギー消費量も日本や欧米諸国にまだ大きなひらきがあり、技術革新と設備改良などによりさらに省エネと排出削減の効果が期待できる。

陽光発電の発展が目覚ましく、いずれも世界最大規模となっており[4]、低炭素・脱炭素の重要な取り組みである新エネルギー自動車（NEV）の発展も中国において特に顕著で、世界の新エネ車市場をリードしている。

また生態環境の改善と炭素の回収・固定に効果を発揮している中国の森林面積と被覆率の拡大は地道に進められており、2020 年の森林蓄積量は 2010 年対比 24.23 億 m^3 増の 175.6 億 m^3 に増加し、今後も排出権取引システムの導入により中国の育林と植生拡大重視が長期継続し、炭素固定効果が拡大することが期待される。

一方、低炭素・脱炭素の推進を市場メカニズムに結び付け、制度的に支援強化できる分野として、排出権取引及びグリーンボンド市場の拡大（**図表 9** と**図表 10**）が注目に値しよう。排出権取引は、中国では比較的長い期間の試験運営を経て本格始動したが、今年 7 月 16 日からオンラインによる全国統一の取引市場も立ち上がり、対象となる排出量が 40 億トン以上と世界最大の市場になる見込みである。また中国のグリーンボンド市場も大きく成長し、政府支援機構・地方政府による発行額も拡大している。近年の中国グリーンボンドの発行額推移を見ると、2020 年は前年比微減となったが、今年に入って急増し、上半期ですでに昨年度実績を大きく上回り、過去最高額の 2019 年度をも超えている。

図表9　中国の排出権取引市場CCER成約高の推移

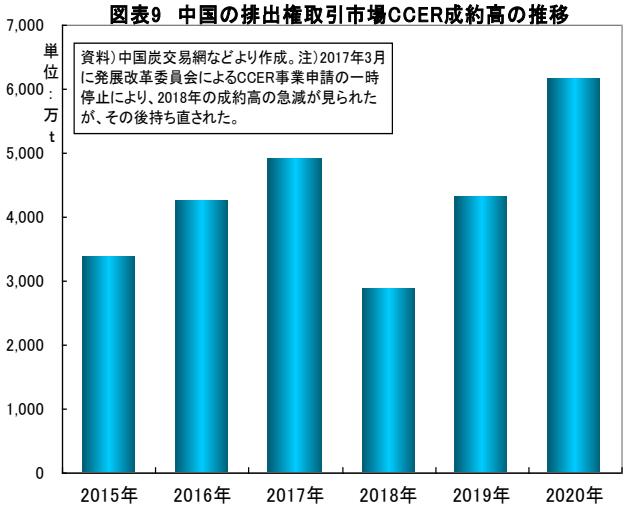

図表10　中国におけるグリーンボンド発行額の推移

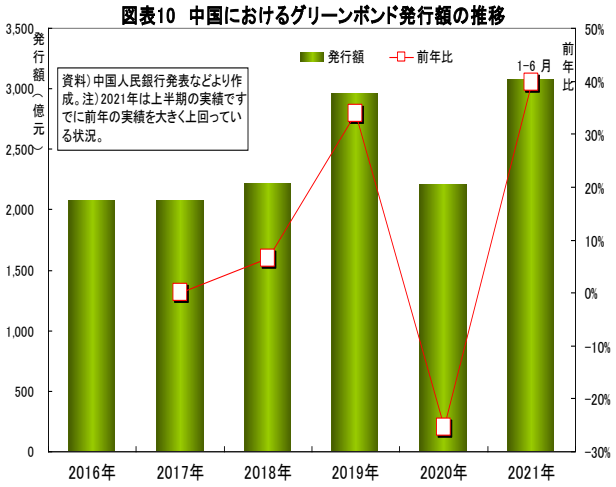

このように、中国では低炭素・脱炭素に関する多様な取り組みが政策策定の強化のみならず、多チャネルで推進されることによって、関連各分野における発展が近年顕著に進んできたと考えられるが、一方で課題も多く残されており、例えば、排出権取引市場の発展はまだ不十分であり、またグリーン金融も歴史が浅く実績もまだ大きくなく、制度設計面での低炭素・脱炭素発展の促進においても改善の余地が多く残されている。環境規制の面においてもいまだに行政手段による部分が多く、自律的に循環的な経済発展と社会システムの構築を行う上で更に多くの取り組みが求められている。

4. 中国カーボンニュートラルの実現可能性と将来展望（結びに代えて）

前述のように、中国のカーボンニュートラルの目標設定は非常に前向きなもので、不退転の国家意志を表明したものとなっており、中国の本気度をうかがわせるものと言えるが、10 月末に開かれた国連の気候変動対策の会議「COP26」を前に、中国政府は国営の新華社通信を通じて、気候変動対策の新たな方針としてエネルギー消費に占める化石燃料以外の比率を「2060 年までに 80%以上」としたカーボンニュートラル事業の着実推進に関する通達を公表し、世界最大の温室効果ガスの排出国として対策に積極的に取り組む姿勢を改めて強調してい

[4] BP 統計によると、2020 年に中国は世界水力エネルギー消費量の 30.8%、再生可能エネルギーの 24.8%を占めている（いずれも世界最大）。また原子力エネルギーも中国の消費シェアは米国、EU に次ぐ世界 3 位の消費シェア（13.8%）となり、また原子力発電においてもフランスを抜いて世界 2 位となり、中国の電源構成の改善（クリーンエネルギー比率の上昇）に一役かう存在になっている。

る。これまでに中国が取り組んできた環境・省エネ関連の国家計画の実施成果や上述の低炭素関連の取り組み実績から見ても、この中国が国際的に公約したカーボンニュートラル目標の達成は必ず実現されなければならないであろう。国際エネルギー機関（IEA）が 9 月 29 日に発表した報告書では中国の温暖化ガス排出ゼロ（カーボンニュートラル）が公約の 2060 年以前にも達成される可能性が高く、目標の前倒し修正もありうるとの見解[5]が伝えられた。

カーボンニュートラルの目標を達成するために、中国では各業界や地方を巻き込んだ詳細な行動計画が作成進行中だと報じられてきたが、10 月 26 日に中国政府（国務院）は二酸化炭素の排出量を 2030 年までに減少に転じさせるための行動計画を正式に公布し、産業、社会などにわたる 10 大行動を実施することでエネルギー効率の向上や石炭の消費抑制など（行動計画はエネルギー消費量に占める原子力や再生エネなど非化石燃料の割合を 2020 年の約 16%から 2030 年に 25%前後まで高める数値目標などを盛り込んだ）を通じ、2030 年までに確実に CO2 排出のピークアウト実現に注力することを喚起した。同行動計画を含む一連の脱炭素関連政策は中国の社会経済発展目標と連動した形で制定され、中国のカーボンニュートラル推進の根本指針になることが想定されよう。今年から始まった第 14 次 5 か年計画と 2035 年遠景計画にも盛り込まれることが期待されており、一部の地域ではすでに早めに所属地域のカーボンニュートラル行動計画の作成に取り掛かり始めている。

中国政府が年初に提起した今後の複数の重点的取り組みからも、中国政府の対応策のポイントと道筋がはっきりと読み取れ、エネルギーの構造調整と変革を通じた生産と消費の両面に注力し（**図表 11**）、科学技術の発展強化（R&D の促進）に取り組み（特に DX の推進による電力、工業、分野への省エネ・排出削減志向を産学官とも重視）、全国民の省エネ・低炭素の意識と行動を育成し、国際交流・協力も重視し地球環境のガバナンスに関わっていくことが今後の対策の重点になると考えられるが、これらを地道に実施するためには、やはり各分野にわたるグリーン+デジタルイノベーションの推進と国際協調・提携関係が重要なポイントとなることが考えられる。

図表11 カーボンニュートラルへのエネルギーの構造変革

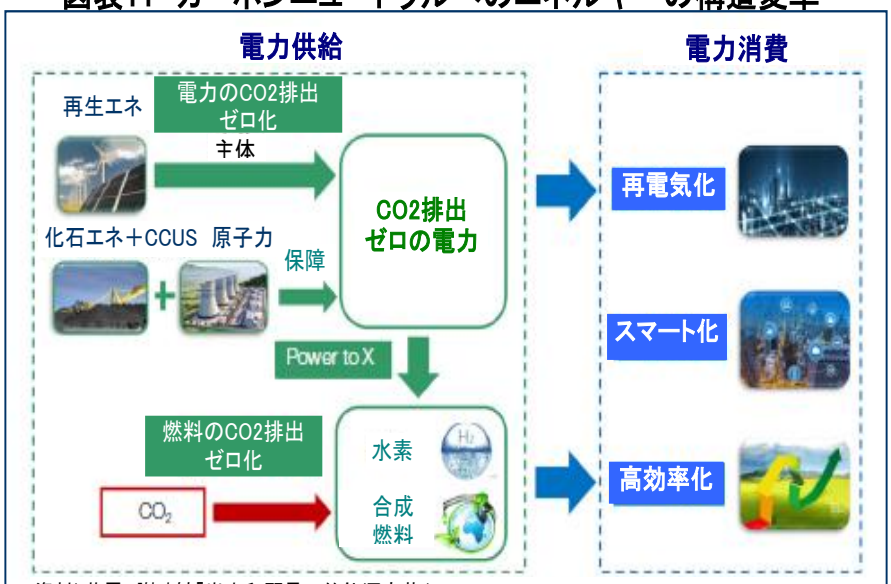

資料）黄震、謝暁敏「炭中和願景下的能源変革（Energy Revolution under Vision of Carbon Neutrality）」、『中国科学院院刊』2021年第36巻第9期（2021.9）より加工引用。

[5] IEA の最新レポートの分析では、再生エネルギーの普及と石炭消費の加速で現行目標が前倒しできる可能性が増すとされ、またエネルギー効率の改善も重要だと提言している。また同レポートによれば、2060 年の中国再生可能エネルギー電源は 2020 年の 7 倍増の 80%を占めるようになり、産業からの CO2 排出も 95%減り、次世代エネルギーの水素や CO2 の回収・貯留が重要な役割を発揮するようになり、それのための必要投資が 2030 年に 6400 億ドル（約 71 兆円）、2060 年に 9000 億ドルになると推測され、またそれを中国の財政能力内にあるとされている。

これに関しては、中外企業が共同参加や提携する形でのビジネスや投資が今後増えていくことが期待される。実際に本政策の強化により中国地場企業や外資系企業による CO2 削減への取り組みが加速しているだけでなく、中国企業と日米欧企業の事業提携・合弁による脱炭素やカーボンニュートラル関連の投資案件が増えているのも事実であり（**図表 12**）、特に大きな協力実績と発展の将来性を持つ日中間の環境・省エネ協力事業や環境ビジネスは、地球環境の保全と世界経済の持続可能な発展に寄与できるという大義名分もあり、複雑な国際政治や特定国・地域間の利害軋轢に左右されることなくグリーン・デジタルイノベーションを主軸に更に大きく発展するであろう。

中国全体にとって国際公約通りにカーボンニュートラルを実現することは 20 年前の WTO 加盟時に匹敵するかもしくはそれ以上のインパクトとなり、まさに大きなチャレンジとなるが、エネルギー需給と産業構造及び社会活動など多方面にわたる抜本的な変革を進める機会となることで持続可能で質の高い経済成長を迎えるチャンスと転機ととらえることもできよう。現在の中国においては足元の電力不足による企業生産や経済成長の影響が許容されている状況からみても、短期的発展よりもカーボンニュートラルへの公約の着実な実施がより重視されていると考えられ、社会生活や企業活動における一時的な不便や損失は免れないが、持続可能な発展を指向している中国政府方針の本気度は歓迎されるべきであろう。

図表12　内外企業によるカーボンニュートラル事業展開事例

No.	外資企業（国籍）	中国企業（地域）	時期	提携（合弁）事業	事業内容・投資額など
1	レボ・モービリティー（米）	BYD（深セン）	2021年10月	提携＝5年でBEV最大5000台生産	レボの関係会社ヌープホールディングが持つ「V2G」技術（EVから電気を電力系統に供給する技術）とBYDのバッテリー電気自動車（BEV）技術の統合で生産拡大を目指す。
2	エア・リキード（仏）	天津市新天鋼鋼鉄集団（天津）	2021年9月	二酸化炭素削減に向けた事業	新天鋼はエア・リキードが持つガス関連の技術を活用。双方が水素ガスによる金属加工炉の導入やCO2の回収・貯留（CCS）事業、高炉ガスの再利用などで事業推進
3	EVファラデー（米）	吉利汽車集団（浙江省杭州）	2021年9月	広州・深センなどに旗艦店開設提携	中国初の旗艦店を北京、上海、広州、深センの4都市に開設する方針を表明。
4	旭化成（日）	上海恩捷新材料（上海）	2021年9月	合弁事業推進	江西省高安市に合弁工場の建設方針を決めており、2022年前半をめどに操業開始を予定。定置型蓄電システム向けのポリオレフィン製微多孔質フィルムを生産。
5	ボルボ（スウェーデン）	吉利汽車集団（浙江省杭州）	2021年7月	車載パワードレイン分野で合弁事業	合弁会社「Aurobay」を新設することで合意した。両社のエンジン技術やハイブリッド駆動技術を融合し、相乗効果を発揮させる狙い
6	StoreDot（ストアドット）（イスラエル）	恵州億緯鋰能（EVEエナジー、広東省恵州市）	2021年5月	業務提携からスタート、今後合弁工場設立による現地	億緯は傘下工場内にある一部設備の改修などを手掛け、ストアドットが開発した電気自動車（EV）向け超高速充電バッテリーの試験などを行っている。
7	BMW（独）	中化国際（上海）	2021年4月	合弁で電池工場建設（江蘇省揚州に拠点）	両社は4期に分け工場建設などを進める。車載電池の年産規模は20ギガワット時（GWh）で、2025年に全面稼働予定。電池はBMWのEV「i3」向けから、同業他社にも拡大。
8	ボッシュ（独）	江淮汽車（安徽省合肥市）	2021年4月	ディーゼル車や電気自動車向け部品の調達などで提携	江淮汽車はディーゼル車の排出ガスを実質ゼロにする目標に向けてボッシュ側からピックアップトラック用燃料噴射システムなどを導入し、新型車の生産に乗り出す。
9	TDKの香港子会社アンペレックス・テクノロジー・リミテッド（日）	CATL（福建省寧德市）	2021年4月	家庭用エネルギー貯蔵システムや電動二輪車用電池事業で提携	製造技術などを互いに提供し合い、電池セルや電池パックの開発・生産を進める。これに併せて、事業を担当する2社を新設する。投資総額は140億元（約2360億円）。
10	トヨタ（日）	北京億華通科技（北京市）	2021年3月	FCVで提携＝燃料電池スタックも合弁生産	新会社を通じ基幹部品の燃料電池スタックやモジュール部品などを生産・販売。億華通は燃料電池用駆動システムなどを手掛け、昨年8月に12億2000万元を調達済。

資料）各種報道より作成。注）直接カーボンニュートラル事業参入とされる企業は少ないが、中国の脱炭素の発展促進に寄与するものと考えたものは2、3、10。但し、同表は限定した約半年間（21.3～21.10）のすべての関連提携事例を含むものではない。

以上

中国における全国統一炭素排出権取引市場の始動について

MIZUHO
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザリー部　郭嘉賓
Email ： Jiabin.Guo@mizuho-cb.com
Tel ： +86-21-3855-8888（Ext:1153）

7 月 16 日、中国全土を対象とする二酸化炭素[1]（CO_2）の排出権取引市場が上海にて始動しました。2030 年の炭素排出ピークアウト、60 年のカーボンニュートラル実現を目指すなか、将来的には世界最大規模の炭素排出権取引市場となることが見込まれています。

１．　全国統一の炭素排出権取引市場が始動

➢ 背景

中国における炭素排出ピークアウト、カーボンニュートラルの目標実現のためには、全国規模の炭素排出権取引市場（以下、「全国市場」）の建設が必要とされてきました。これに先駆け、一部試行都市にて炭素排出権取引を模索しようと、2013 年から上海市等 10 の試行省・市[2]で炭素排出権取引市場（以下、「地方市場」）の運営がスタートしました。今回の全国市場は、これら地方市場で蓄積した経験をもとに構築されたものです。

➢ 全国市場の概要

2021 年 1 月に公布された『炭素排出権取引管理弁法（試行）』及び 5 月に公布された関連管理規則 3 本により法律・制度が整ったため、7 月 16 日に上海で全国市場が始動しました。現状、全国市場は地方市場と同時並行で運営され、上海には既存の地方市場と今回の全国市場の 2 つの市場が存在することになります。

取引初日から中国石油化工（シノペック）、中国石油天然ガス（CNPC）、中国華能集団（CHNG）、中国華電集団（CHD）、申能（集団）（Shenergy）等中国の電力事業者大手が取引に参加し、寄り値は 48 元で、最初の成約価格は 52.78 元で取引金額は 790 万元、一日の取引量は 410.4 万トンに達し、取引総額は 2.1 億元となりました。

	公示協議取引（挂牌协议交易）	大口協議取引（大宗协议交易）
取引1回当たり申告数量	$CO_2$10万ﾄﾝ未満	$CO_2$10万ﾄﾝ以上
上下幅制限	前の取引日の終値の±10%	前の取引日の終値の±30%
取引時間	月～金（法定休日除き） AM： 9：30～11：30 PM：13：00～15：00	月～金（法定休日除き） PM：13：00～15：00

当面、参加対象企業は電力事業者（電力生産・供給と自社用発電[3]の 2 種類）2,225 社のみに限定されていますが、「第十四次五か年計画」期間中（2021～2025 年）に、炭素排出量の多い石油化学や化学工

---

1 「炭素排出」は温室効果ガス全体の排出を意味する。温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO_2）が占める割合が最も多いため、「CO_2排出」と表記するところもあるが、本稿では「炭素排出」と統一して呼称する。

2 2013 年当時は上海市、北京市、天津市、重慶市、湖北省、広東省、深セン市の 7 省・市だったが、後に福建省等が加わったため、現在合計 10 省・市となった。

3 最初の対象企業に自社用発電を行う 818 社を加えた理由は、これら企業の自社用発電所は小さな電力生産・供給事業者の炭素排出量に匹敵するぐらいの炭素を排出していることが背景にある。なお、これら企業のうち、鉄鋼、化学工業、製紙等の顔ぶれがある。

業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、航空といった 7 つの業種に広げる予定であり、すべての業種が加わった場合の企業数は約 1 万社に達する見込みです。

中国の経済参考報（新華社通信主催の新聞紙）の記事によれば、「第十四次五か年計画」期間中の炭素排出権取引の成約量は、「第十三次五か年計画」期間中（2016～2020 年）の 4～5 倍となり、30 年には 1,000 億元を超えると試算しています。

なお全国市場の管理は、上海（取引運営管理）、武漢（配分排出枠登録、企業口座管理）がそれぞれ担当することとなっています。

➢ 地方市場と全国市場との違い

地方市場と全国市場の違いは以下の通りとなっています。

【図表 1】地方市場と全国市場の比較

	地方市場	全国市場
場所	上海等 10 の試行省・市 ※瀋陽を最後に、今後増加の予定なし	上海（取引運営管理）と武漢（配分排出枠登録、企業口座管理）でそれぞれ機能分担
開始	2013 年以降、段階的に開設	2021 年 7 月 16 日
参加者	電力、鉄鋼、非鉄金属等 8 つの重要業界のほか、機関投資家、外資、個人も参加。範囲はなお拡大中	電力事業者のみ 2,000 社超 ※今後、7 つの業界が加わる予定。機関投資家、外資も加わるが、個人は対象外
取引品目	配分排出枠（CEA）、中国認証自主削減量（CCER）	CEA のみ ※今後、CCER 等が加わる予定

（公開情報に基づき、中国アドバイザリー部作成）

➢ 「第一陣」に電力事業者を選んだ背景

電力事業者を「第一陣」とした背景には、主に以下 3 つの理由が考えられます。

1 つ目は、大きな炭素排出削減効果が期待できるためです。電力事業者は石炭火力発電をメインとしており、生態環境部の試算によれば上記 2,225 社の年間炭素排出量だけで 40 億トン（中国全体の約 4 割）に達しています。中国では新規の火力発電設備の設置が制限され、風力など再生可能エネルギーの発電設備の設置が増えてきていますが、既存の火力発電設備はいまだに大きなウェートを占めています。電力事業者における排出権取引の導入で大きな炭素排出削減効果が見込まれています。

【図表2】対象電力事業者の構成

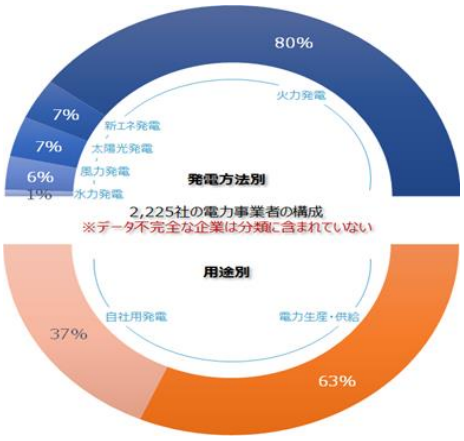

（生態環境部に基づき、中国アドバイザリー部作成）

2 つ目は、導入しやすいためです。中国の電力事業者は国有企業が多いため、管理制度が健全で、排出量等のデータが既に揃っているため、排出権取引が導入しやすい状況にあります。

3 つ目は、電気自動車等他業界への相乗効果が期待できるためです。中国は温室効果ガス排出削減、化石エネルギー使用削減のために、電気自動車の普及に注力してきましたが、充電される電力が火力発電によるものでは、本当の意味での炭素排出削減とは言い難い状況で

す。今後電気自動車の更なる普及を見据え、炭素排出の削減効果を最大限に発揮するためにも電力事業者から取り組むことが重要といえます。

北京理工大学エネルギー・環境政策研究センターの余碧瑩教授は、「電気化、デジタル化が進む中国では、2060 年には電力需要が 14～22 万億 kWh に達することが見込まれる。中国のカーボンニュートラル実現のためにも、電力事業者を真っ先に対象に入れる必要がある」とコメントしています[4]。

全国市場の参加対象業界について、今後は炭素排出の多い鉄鋼、非鉄金属、建材が早期に対象となり、その一方で化学工業、石油化学等炭素排出査定が複雑な業界は優先度が低いといえるでしょう。

➢ 取引は一時低迷も年末にかけて活発化、22 年初は再び低迷か

7 月の平均取引量は 1 日当たり約 54 万トンでしたが、8～10 月は約 25 万トンまで落ち込み、取引の低迷が続いていました。しかし 11～12 月以降は数百万トンを超える日が続いており、多い時には 1 日で 2 千万トン以上が取引された日もある等、市場は活発化しています。

8～10 月の落ち込みについて、ある中国メディアの報道は「『市場での排出枠の調達は多くの汚染物質を排出しているという悪いイメージにつながりかねない』と危惧し、様子見の企業が多かったが、12 月の清算時期が近づき排出枠を取得せざるを得なくなれば取引は活発化する」と分析[5]していました。清算時期が終わり、22 年初になれば再び市況が低迷化することも予想されます。

足元の状況では、炭素に係る金融派生商品はまだ少なく、第三者機関等の参加も認められていないため、世界最大規模の炭素排出権取引市場の成長・成熟までには長い道のりを要すると言えるでしょう。

2. 中国における炭素排出権取引市場構築の歩み

中国の炭素排出権取引市場に係る取り組みは 2011 年から始まり、同年 11 月に国家発展改革委員会が『炭素排出権取引の試験事業の展開に関する通達』（关于开展碳排放权交易试点工作的通知）を公布し、中国における炭素排出権取引市場システムの構想を打ち出しました。現在までの歩みは下図の通りです。

【図表 3】中国炭素排出権取引市場構築の歩み

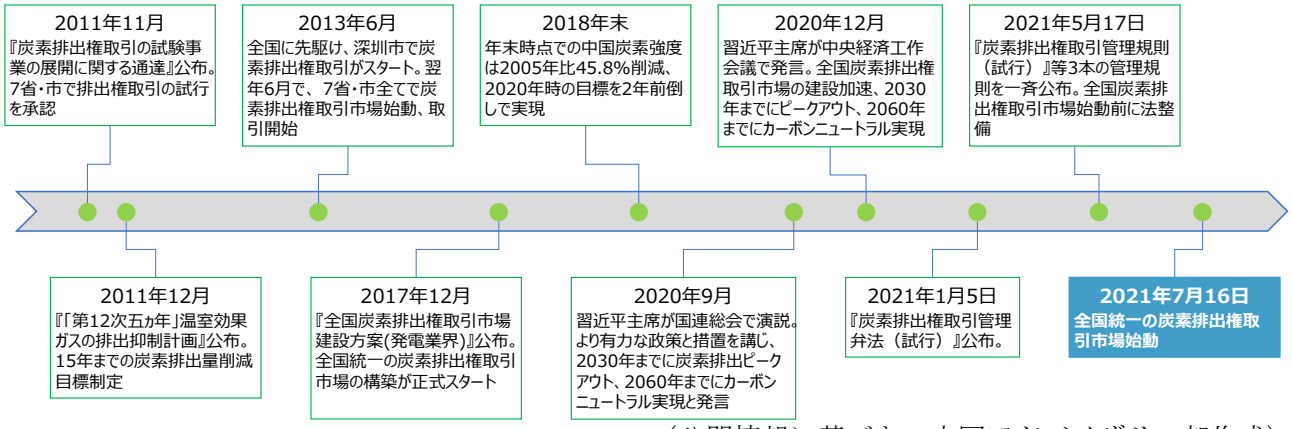

（公開情報に基づき、中国アドバイザリー部作成）

[4]『一揽子支持政策在途 千亿级碳市场可期』、2021 年 1 月 13 日公布

[5]『全国碳市场满月考：碳价稳定、交易活跃度不高，后续走势如何』、2021 年 8 月 21 日公布

3. 中国炭素排出権取引市場の仕組み

➢ 枠配分～枠清算までの流れ

炭素排出権の対象企業と配分排出枠の確定から、企業の配分排出枠清算までの流れは右図の通りです。

【図表4】枠配分～枠清算までの流れ

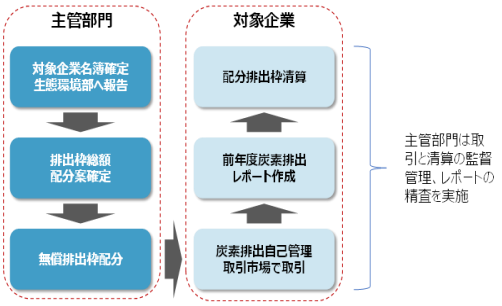

（関連規定、通達などに基づき、中国アドバイザリー部作成）

➢ 取引のメカニズム

中国の炭素排出権取引には、①配分排出枠（CEA）取引と②中国認証自主削減量（Chinese Certified Emission Reduction、CCER）取引の 2 種類があり、それぞれの特徴は下表のとおりです。

【図表 5】CEA 取引と CCER 取引の比較

	配分排出枠（CEA）取引	中国認証自主削減量（CCER）取引
枠の形成	政府（発展改革委員会）が毎年、業界の省エネ環境保護要求に基づき、規制対象企業に**無償配分**	**新エネ企業（事業）**等規制対象外企業が、新エネ事業や炭素吸収源（carbon sink）等を通じて自主的炭素排出削減を行い、政府に登記し**「認証自主排出削減量（CCER）」獲得**。炭素排出枠と 1:1 の交換比率で、炭素排出権取引市場で取引可能
枠不足の場合の対応	①市場で排出枠の売買を行い、不足分を相殺できる ②政府による不定期のオークションに参加	CCER の購入により排出枠の不足分を相殺できるが、**相殺比率や取引可能範囲に制限あり** ※相殺比率（一般的に 3～10%）と取引可能範囲（他の地方市場との取引の可否）は都市ごとに異なる

※政府の無償配分排出枠は、規制対象企業の直近 2～3 年の排出状況或いは業界基準値に基づき算出

（関連規定、通達などに基づき、中国アドバイザリー部作成）

規制対象企業の実質的な炭素排出が、政府からもらった配分排出枠を上回る場合、企業は炭素排出権取引市場等で枠を購入することで、不足分をカバーすることができます。

なお、地方市場では CCER 購入による排出枠相殺も可能ですが、一般的に購入可能なのは配分された排出枠の 3～10%であり、一部省・市では都市を跨いだ取引を禁止する等の制限事項もかけられています。一方で、全国市場にはまだ CCER の取引は導入されていません。

政府からの無償配分排出枠が足りない企業は、自社設備を買い替えるか、もしくは排出権取引市場または政府によるオークションから枠を調達して対応するかの選択肢に迫られます。

【図表6】規制対象企業の枠調達ルート（イメージ図）

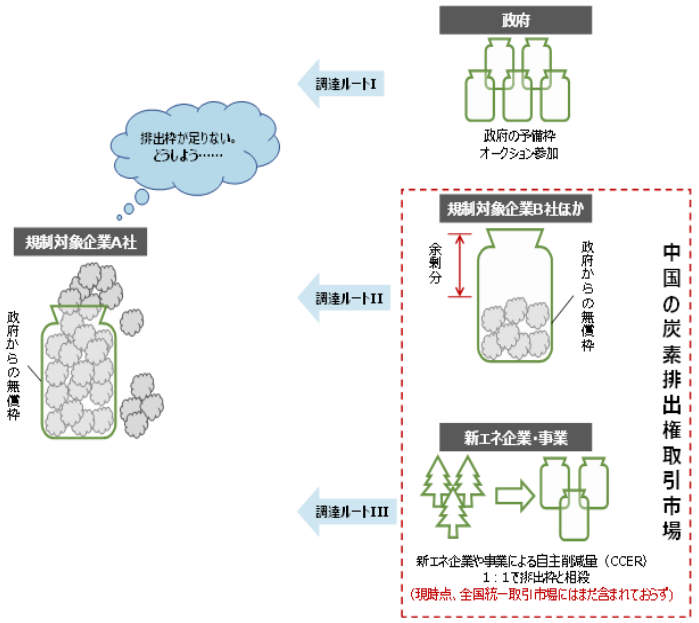

（関連規定、通達などに基づき、中国アドバイザリー部作成）

今後、中国の炭素排出に対する基準が更に厳しくなっていけば、枠調達で急場を凌ぐ企業でもいずれ生産体制の見直しや設備の買い替えを真剣に検討する必要が出てきます。

炭素排出取引市場は対象企業の低炭素会社へのモデルチェンジを促すと同時に、すぐに基準を満たすことが困難な企業に一定の「緩衝期間」を与え、「ソフト」な方式で中国の炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル目標の達成を実現させる役割もあります。

4. 地方市場での現状と今後

➢ 地方市場での配分排出枠取引の現状

地方市場には石油化学、化学工業、建材、鉄鋼、非鉄金属、製紙、電力、航空等 20 を超える業界から約 3,000 社の企業が取引に参加していました。2021 年 6 月末時点で、地方市場全体の配分排出枠累計成約量は 4.8 億トン、同金額は 114 億元に達しました。北京グリーン取引所総経理・北京グリーン金融協会秘書長の梅徳文氏は、全国統一取引市場の設立に伴い、2021 年通年の同成約量は 2.5 億トン、同金額は 60 億元に達するとの見方を示しています。

【図表7】地方市場の配分排出枠累計成約量と金額（2020年末時点）

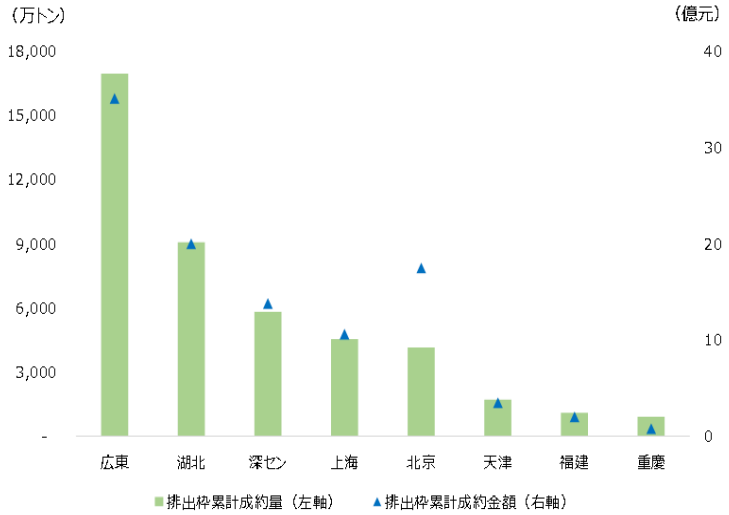

（中国炭素取引ネット、前瞻産業研究院等の資料に基づき、中国アドバイザリー部作成）

さらに、将来上記石油化学等が全て加わった場合、年間の取引規模は 50 億トンに上るとみられています。2020 年末時点での地方市場の配分排出枠累計成約量と金額は右図の通りです。

➢ 配分排出枠の取引価格

2020 年の中国炭素排出権の平均取引価格は 28.6 元/トンとなっており、最高値は北京の 91.81 元/トン、最安値は福建省の 17.34 元/トンと、取引価格に大きな差がみられました。

韓国、EU 等の 30 米ドル（約 195 元）/トンと比較して、中国の取引価格は低位で推移していることがわかります（右図）。

【図表8】地方市場の取引価格の推移

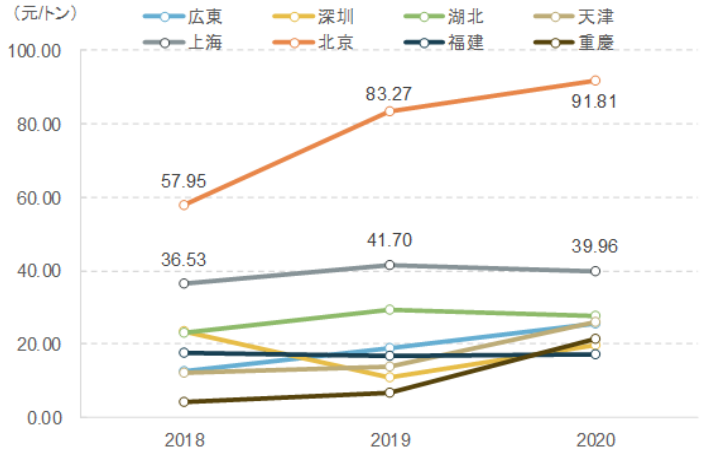

（中国炭素取引ネット等に基づき、中国アドバイザリー部作成）

➢ CCER 取引の現状

一方で、CCER は 2013 年の試行を経て、2015 年から正式に取引に取り入れられ、2020 年 12 月 31 日時点での地方市場全体の CCER の累計成約量は 2.67 億トンに達し、うち上海市は 1 億トンと全体の 41%を占めています。2020 年通年では CCER の取引が活発で、地方市場では 6,170 万トン（前年比 43%増）が取引されています。

なお、CCER は消費が追い付かず、2017 年後新たな CCER の認証は一時ストップし、現在地方市場では既存 CCER のみが取引されており、2,000～3,000 万トンが流通されています。

一方で、全国市場には現時点 CCER が取引に取り入れられていませんが、関連準備作業が終われば（来年前後）加わる予定となっています。全国市場の CCER については、市場の設置場所についても様々な憶測が流れていますが、将来の地方市場版の CCER との住み分け、外資系企業の取引可否等も含め、今後の政策動向に注視する必要があります。

➢ 今後の地方市場の位置づけ

全国市場の業界拡大に伴い、地方の地方市場にある参加者（対象企業）は徐々に全国市場に吸い上げられ、これに伴い地方市場の規模は縮小されると言われています。

一方で、地方市場は全国市場の対象となる 8 の重要業界以外の業界（例えば交通、水運、建築等）に拡大し続けているため、全国市場の業界拡大後でも地方市場は消滅することなく、それぞれの市場は異なる業界を分担し、共存していく可能性が高いと思われます。

以上

中国における最近の贈賄罪に対する取締りの強化及び企業側の対応について

MIZUHO
中国方達法律事務所
パートナー 中国弁護士 孫 海萍
Email:haiping.sun@fangdalaw.com
TEL: +86 21 2208 1166

近年、中国政府による汚職・贈収賄防止に関する法執行・共産党紀律執行の強化が常態化している。中国最高人民法院が公布した情報[1]によれば、2020 年において、中国の裁判所は、約 2.2 万件の汚職・贈収賄案件の審理を終えた。中国において、賄賂犯罪は依然として深刻であり、司法機関を含め中国当局は事態を重く受け止めている。

その中で、2021 年 9 月、中国中央紀律検査委員会・国家監察委員会及び中央組織部、中央統一戦線部、中央政法委員会、最高人民法院、最高人民検察院は共同で「贈賄・収賄行為の一斉調査の更なる推進に関する意見」（以下、「意見」という。）を公布し、社会から広く注目を集めた。「意見」の施行により、贈賄行為に対する取締はさらに強化される見込みである。一方で、中国において、民間企業の職員に関わる贈収賄行為も刑事責任を問われる可能性があり、特に商業賄賂に関し社会的注目度が増加していく中、企業のビジネスモデルの多様化及び管理体制の複雑化に伴い、従業員又は仲介業者等の第三者が実施した贈賄行為により、企業自身の刑事責任が追及されるリスクは増大傾向にある。不祥事の発生を未然に予防し、企業のリスクを回避するためには、コンプライアンス管理体制の強化は重要である。

一、「意見」の内容

1. 贈賄罪に対する取締の強化

贈賄・収賄行為のうち、贈賄行為は贈収賄犯罪の発生源ではあるが、今までの司法実務において、「収賄行為を重く処罰する一方、贈賄行為に対する処置が軽い」という問題[2]が存在していた。「意見」は、中国共産党第十九回全国代表大会で打ち出された汚職・腐敗撲滅に関する「例外なし・全面対応・ゼロ容認・厳重な抑制、強力な取締り、長期的な抑止・贈賄と収賄に対する一斉調査」という方針・政策に応えるものとして、以下のとおり、汚職・腐敗防止をさらに強化するための具体的な措置について規定している。

2. 重点的に取り締まる贈賄行為の明確化

「意見」は下記の贈賄行為を重点的な取締対象としている。

(1) 複数回にわたる贈賄、巨額の贈賄及び複数の対象者に対する贈賄行為
(2) 共産党員及び国家職員が実施した贈賄行為
(3) 国の重要事業・重点工事・重大プロジェクトにおける贈賄行為
(4) 組織人事、共産党紀律執行、法執行、司法、生態環境保護、財政金融、安全生産、食品、医薬品、災害支援救助、養老、社会保障、教育医療等の分野における贈賄行為
(5) 重大な商業賄賂行為

---

[1] 中央紀律検査委員会・国家監察委員会の公式ウェブサイトに掲載されている記事（**https://www.ccdi.gov.cn/yaowen/202103/t20210308_237426.html**）を参照。

[2] 中央紀律検査委員会・国家監察委員会の公式ウェブサイトに掲載されている記事（**https://www.ccdi.gov.cn/yaowen/201807/t20180722_176097.html**）を参照。

3. 贈賄者に対する懲罰の強化

「意見」は、贈賄行為に対する全面的な懲戒体制の整備についても規定している。

(1) 財産刑の強化

現行法上、贈賄犯罪に関する「違法所得の没収」は法理に照らし可能であるが、明文の規定がなかった。「意見」によれば、今後、司法機構は、財産刑の適用を強化しなければならず、贈賄によって得た不当な財産上の利益について、法により没収又は賠償・返還を命じると規定した。なお、贈賄者の適法な収益と違法所得を如何に見極めるかについて、現時点では詳細な規則はなく、引き続き今後の法整備と実務運用を見守る必要がある。

(2) 「ブラックリスト」を中心とした懲戒体制の構築

「意見」によれば、今後、贈賄者による市場参入、資格・許認可取得に制限をかけることを検討し、贈賄者の「ブラックリスト」制度の推進を模索する。この点、中央紀律検査委員会・国家監察委員会事件監督管理室の責任者は、「意見」に関する記者会見において、現在贈賄者「ブラックリスト」制度の構築に取り組んでおり、将来、贈賄行為が関わった市場分野に基づき、それぞれ市場監督管理機関、発展改革機関、建設機関、金融監督管理機関、司法行政機関等の主管機関に対し贈賄者の情報を通報し、かかる当局よりも処理を行うとの見解を表した[3]。贈賄者に関する「ブラックリスト」制度の実施後、贈賄行為に関わった事業者による事業展開、許認可の取得・維持は厳しくなると予想される。

二、贈賄罪に関する企業の法的リスク

「意見」が公布された後、企業自身の贈賄行為が摘発され、刑事責任を問われる実際のリスクが増大する。また、従業員又は仲介業者の行為についても、以下のとおり、企業の法人としての責任を追及されるおそれがある。

1. 従業員の贈賄行為による企業責任の追及

現在、中国刑法における単位犯罪（法人犯罪）の訴追基準は個人犯罪より高く設定されている。法律上、個人による（国の職員に対する）贈賄罪の訴追基準は 3 万元以上（但し、3 人以上に対する贈賄等の特別情状がある場合、訴追基準は 1 万元）[4]であることに対して、単位による贈賄罪の訴追基準は 20 万元以上（但し、3 人以上に対する贈賄等の特別情状がある場合、立件訴追基準は 10 万元）である[5]。したがって、従業員は、刑事訴追されないように、企業の指示・意思・放任により、企業利益のために贈賄を実施したとして、贈賄は個人の行為ではなく、企業の行為であると主張する事例が多くある。また、単位犯罪が認定された場合、従業員は全責任を負う必要がなく、「直接責任を負う主管人員」以外の「その他の直接責任者」と認定され、量刑の際に軽きに従い処分される可能性がある。その場合、企業の法定代表者や経営陣は「直接責任を負う主管人員」として（例外もある）、比較的に重い刑罰を受ける可能性がある。

---

[3] 中央紀律検査委員会・国家監察委員会の公式ウェブサイトに掲載されている記事（https://www.ccdi.gov.cn/toutiao/202109/t20210908_249687.html）を参照。

[4] 「最高人民法院、最高人民検察院による汚職・賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 7 条

[5] 「最高人民検察院による直接受理・立件・偵察事件の立件基準に関する規定（試行）」第 8 条

2. 仲介業者等の第三者を通じた贈賄に関する共同犯罪の認定

近年、仲介業者等の第三者を通じた贈賄で、企業側の共同犯罪が認定され、刑事責任を問われる事例が増えている。実務上、企業は自ら贈賄行為を実施せず、エージェントや仲介業者等第三者に委託することにより、「市場開拓」や「ビジネス紹介」の名義で高額のコンサルティング料やサービスフィーを支払い、当該第三者をして贈賄行為を実施させることが少なからず見受けられる。もちろん、仲介業者等第三者との間で締結されたコンサルティング契約には、贈賄行為に一切触れず、ひいては贈賄禁止条項までも明記されている場合があるが、主管当局は、仲介業者等第三者のバックグランド、異常に高額なコンサルティング料とコンサルティング成果物との不釣合などの要素を踏まえ、依頼者たる企業が仲介業者等の第三者による贈賄行為を依頼している。又は少なくとも把握しており、放任していると認定し、企業の共同犯罪の刑事責任を追及する可能性がある。実務上、仲介業者等の第三者は自らが贈賄犯罪の責任から逃れるため、往々にして依頼者たる企業を摘発し、会社を積極的に巻き込む場合が多い。

三、企業のコンプライアンス体制の強化

中国の刑事法執行の実務から見ると、企業のコンプライアンス体制が整備された場合、企業の贈賄に関する刑事責任を軽減させる効果が期待できる。前述のとおり、贈賄犯罪に関わった場合、従業員や仲介業者等の第三者は積極的に企業を事件に巻き込む可能性がある。調査の中で、主管当局により、企業は贈賄行為を把握しており、又は放任していることが認定された場合、企業が刑事責任を負わされる可能性がある。そこで、仮に企業が厳格で効果的なコンプライアンス体制の構築と徹底的な実施を証明できれば、企業には贈賄の意図がなく、従業員や仲介業者等の第三者が実施した贈賄行為が企業の意志に反しているものとして判断され、企業とそれらの者の犯罪行為と切り離すことが考えられる。

また、コンプライアンス教育研修の強化、仲介業者の選別等の措置を採ることにより、従業員に贈賄行為の違法性及び危険性を認識させることができ、リスクの高い仲介業者等の第三者との付き合いを絶たせる効果も期待できる。

企業のコンプライアンス体制の構築にあたって、以下のとおり、贈収賄リスクを網羅的に洗い出し・評価した上で規則制度を整備し、かつ定期的にコンプライアンス調査を自ら実施することが考えられる。

1. コンプライアンス診断（リスク洗い出し）

有効なコンプライアンス体制の構築を実現するため、まずは贈収賄リスクがどこにあるかを究明する必要がある。コンプライアンス診断（ヘルスチェック）において、一般的に、現行の法令、当局の政策及実務動向に基づき、贈収賄リスクの高いビジネスモデル・管理体制、会社決裁プロセス、仲介業者等第三者の起用に関する手続、並びに社内の職務分掌の面における問題点の洗い出しを行う必要がある。コンプライアンス診断の実施後、企業は自らの事業運営等に存在する潜在リスクを的確に認識することができ、そのうえでより有効なコンプライアンス体制の構築が期待できる。

2. コンプライアンス規則の整備（リスク遮断）

コンプライアンス規則の整備は、贈収賄リスクを遮断するための要である。企業の役職員が遵守すべきコンプライアンス規則を制定し、企業自身及び従業員の行動を規制することにより、贈収賄リスクを避ける。一般的に、企業のコンプライアンス規則は、贈収賄に関する法令概要の整理、贈収賄行為の特徴に関

する解説、適切な社内決裁プロセスの制定、記録作成等の運用面の規則の整備、モニタリングや内部通報等の規則から構成される。もっとも、企業の規模、取扱商品、取引先、川上・川下企業等の特徴によって、事業運営方法が大きく異なる可能性があり、一般的なコンプライアンス規則をそのまま適用することは、効率の悪いひいては無効なコンプライアンス体制に繋がる可能性が高い。例えば、中小企業において、大手企業のコンプライアンス体制を適用する場合、コストの増加、プロセスの複雑化、ないし効率性低下等の問題が生じる可能性があり、その結果、企業のコンプライアンス規則は形骸化するおそれがある。よって、限られた時間・経費・人員を最大限に活用するために、コンプライアンス診断結果を踏まえて、事業成長とコンプライアンスを両立できる規則制度の策定は重要である。

3. コンプライアンス調査（リスク予防）

リスク軽減のため、単にコンプライアンス規則を整備するだけでは不十分であり、定期的にコンプライアンス調査を実施することも、コンプライアンス体制構築上の重要な一環である。従業員や仲介業者等に疑わしい行動がないかを定期的にチェックすることにより、贈収賄問題の早期発見が期待できる。また、実務上、主管当局の調査に先立って、企業が贈収賄行為を発見した場合、企業主導で調査を実施できるだけではなく、万が一当局から調査を受けた場合、企業が自ら集めた証拠・資料等を主管当局に提出することにより、企業が贈収賄犯罪に関与する意図がないことを証明し、企業自身のリスクヘッジにも繋がる。定期的なコンプライアンス調査を実施することにより、関連法令や政策の変化、企業運営の問題点の所在を的確に把握することができ、企業の長期的なコンプライアンス経営には資するものである。

以上

中国方達法律事務所パートナー・日本業務責任者
中国弁護士　孫 海萍（ソン・ハイピン）
2003 年 中国弁護士登録
専門分野は日中間の投資・貿易、会社再編・解散清算、データセキュリティ、コンプライアンス及び一般会社法務。
2016 年にパートナーとして方達法律事務所に入所、その前に大手中国法律事務所、大手アメリカ法律事務所、日本の四大法律事務所にて勤務。

中国方達法律事務所

1993 年に設立された中国トップクラスの総合法律事務所の 1 つである。投資・通商、キャピタルマーケッツ、独禁法、個人情報とデータセキュリティ、コンプライアンス、知的財産権、紛争処理等中国・香港法全般のサービスを提供し、クライアントの幅広いニーズに迅速で的確に対応できる体制を整備している。

＜チャイナビジネスにおける直近のトピックス＞

MIZUHO

	【外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等）※1 米中関係、日中関係（対外経済環境） サイバーセキュリティ法・データ安全法・個人情報保護法 共同富裕 ・独禁法/プラットフォーマー規制　・医療　・教育（学習塾） ・法治化　・収賄罪対応　・不動産問題　・不動産税導入　・文化・エンタメ業界の秩序 ・RCEP/CPTPP　・デジタル人民元　・コロナ対策 ・標準化　・電力問題　・人口・高齢化（戸籍制度） ・米国上場/香港上場　・資本市場　・三農対応 ・長三角一体化　・海南自由貿易区　・イノベーション/ブロックチェーン/EV車/電池 ・越境EC　・中小零細企業支援		
集団学習※2	国際発信の強化・改善（第30回2021/5） 共産党の伝統（第31回2021/6）	第14次五ヶ年計画重点事項（第27回2021/1） エコロジー文明（第29回2021/4） バイオセキュリティガバナンス（第33回2021/9） デジタル経済（第34回2021/10）	社会保障（第28回2021/2） 法治体制（第35回2021/12）
パブコメ※3		商業銀行理財子会社理財商品販売管理暫定規定 (20/12/25～1/29) 非銀行支払機構条例 (1/21～2/19) 先物とデリバティブ法 (10/23～11/21) 独禁法 (10/23～11/21)	農産物品質安全法 (10/23～11/21) インターネット詐欺防止法 (10/23～11/21) 民事訴訟法 (10/23～11/21) 新型オフショア貿易の発展 (11/11～11/26) インターネット安全管理条例 (11/14～12/13)
主な公表済政策等	外国法の不当な域外適用阻止 (1/9) 法治中国建設計画 (1/10) 香港特別行政区の選挙制度 (3/11) 法治政府建設実施要綱 (8/11) 陸地国境法 (10/23) 党の百年奮闘の重大な成果と歴史的経験 (11/11)	温室効果ガスの排出権取引管理弁法 (1/5) プラットフォーム経済分野の独占禁止ガイドライン (2/7) グリーンボンド支援対象プロジェクトリスト (4/22) 不動産市場秩序の維持・規範化 (7/23) 香港の債券市場相互接続の南向協力 (9/15) 知的財産権強国建設要綱 (9/22) 仮想通貨取引リスク防止 (9/24) 国家標準化発展要綱 (10/10) 不動産税改革試行権限の国務院委譲 (10/23) 炭素ピークアウト・カーボンニュートラルの達成促進 (10/24) 2030年までのCO2排出量のピークアウト計画 (10/26) 社会資本の生態保護修復への参入奨励 (11/10) 対外貿易の第14 次五カ年計画 (11/18) 中小企業への支援の強化 (11/22) ビジネス環境の創新地域の試験的展開 (11/25) 北京副都心の高質な発展への支持 (11/26)	出産政策の最適化による人口の長期均衡 (7/20) 義務教育宿題負担と学習塾負担の軽減 (7/24) 国民健康促進計画 (8/3) 重要情報インフラの安全保護 (8/13) 個人情報保護法 (8/20) 自動車データセキュリティ管理 (8/20) 就業促進計画 (8/27) 文化・エンタメ分野における総合管理 (9/2) 中国女性・児童発展要綱 (9/27) 全国民医療保障計画 (9/29) 新時代老齢事業の強化 (11/18)

※1　赤字は今月号で取り上げたトピックスに関わるもの
※2　集団学習　：　対外公表されている主なテーマを記載
※3　パブコメ　：　政府各部局から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）として対外公表されている主なものを記載

（ご参考）チャイナ関連情報一覧

タイトル	担当部門	頻度	最新号（リンク先）
チャイナビジネスマンスリー	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	本誌
みずほインサイト	みずほリサーチ ＆テクノロジーズ	不定期	「減速がみられる中国経済の先行き」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/insight/pdf/R208-0217-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス	みずほ（中国） 中国アドバイザリー部	週次	第 588 号 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0640-XF-0105.pdf
みずほ中国ビジネスエクスプレス(経済編)	みずほ（中国） 中国アドバイザリー部	月次	第 118 号 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0118-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ（中国） 中国アドバイザリー部	不定期	中国自動車業界レポート https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0063-XF-0103.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.115「米国の経済安全保障政策からの展望」 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/index.html

＜みずほのチャイナビジネスネットワーク＞

【お問い合わせ先】
みずほフィナンシャルグループ
みずほ銀行　中国営業推進部　情報ライン
e-mail：china.info@mizuho-bk.co.jp

みずほ銀行

● *本店　中国営業推進部*
東京都千代田区大手町1-5-5

○ *南京駐在員事務所*
江蘇省南京市広州路188号
蘇寧環球套房飯店2220室

○ *厦門駐在員事務所*
福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室

● *香港支店*
尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼

● *台北支店*
台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場8-9階

● *台中支店*
台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼

● *高雄支店*
高雄市中正三路2号国泰中正大楼12楼

みずほ銀行（中国）有限公司

◎ *上海本店*
上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階

○ *上海虹橋出張所*
上海市閔行区申濱南路1226号
虹橋新地中心 A棟6階、C棟6階

● *北京支店*
北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西楼8階

● *大連支店*
遼寧省大連市西崗区中山路147号
森茂大厦23階、24階-A

○ *大連経済技術開発区出張所*
遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大厦22階

● *無錫支店*
江蘇省無錫市新区長江路16号

● *深圳支店*
広東省深圳市福田区金田路
皇崗商務中心1号楼30楼

● *天津支店*
天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大厦11階

● *青島支店*
山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階

● *広州支店*
広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場25階

● *武漢支店*
湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階

● *蘇州支店*
江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大厦17階

○ *昆山出張所*
江蘇省昆山市昆山開発区春旭路258号
東安大厦18階D、E室

○ *常熟出張所*
江蘇省常熟高新技術産業開発区
東南大道33号科創大厦701-704室

● *合肥支店*
安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字楼19階

1．当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2．当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではございません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
3．当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4．当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、賃与等を行うことを禁止します。
5．当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。
6．本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。